

<資料編> 水環境行政の歴史

①水質汚濁の原因は、産業の近代化以前すなわち明治以前からあったと想像されているが、多数の沿岸住民に被害をもたらした最初の事件としては、明治初期に発生した足尾銅山鉱毒事件があげられる。その後、産業の近代化に伴う汚濁負荷の増大と多様化により、各地で汚濁問題が生ずるようになった。

②第二次大戦後の産業復興期には、水質汚濁が大都市などを中心に次第に拡大し、昭和30年頃から、水俣病などの不幸な事件も顕在化した。このような背景から、地方公共団体では条例の制定を始めとする対策がとられた。また、国においても、昭和33年に、水質保全法と工業排水規制法のいわゆる水質二法が制定され、法的規制が始められた。しかし、水質二法は、対象地域を限定し、規制内容に徹底を欠いていたので、環境保全の要請に追いつけないという状態が生じた。



富士市、田子の浦の水質汚濁

③昭和30年代後半から40年代にかけて、経済の高度成長に伴って、公害問題は一層広域化するとともに深刻化し、第二水俣病といわれる阿賀野川水銀汚染、イタイイタイ病問題などが相次いで発生した。このため、42年には、公害対策基本法が制定されて公害対策を総合的に推進する方向が打ち出され、45年には、いわゆる「公害国会」において、公害対策に関する法制度の抜本的な整備強化が行われた。水質関係では、水質二法に代わって、新たに水質汚濁防止法が制定された。翌46年には、環境庁が設置され、水質保全行政を環境保全の視点から一元的に担当することになった。

④瀬戸内海においては、人口及び産業の集中による水質汚濁の進行、赤潮の多発等環境が悪化した。このため、48年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、さらに、53年には恒久法化され、種々の特別の措置が制度化された。また、依然として問題の多い有機汚濁に対処するため、従来からの濃度規制に加え、53年に水質総量規制が制度化され、瀬戸内海のほか東京湾、伊勢湾でも実施されている。さらに、改善が進まない湖沼の水質汚濁に対応するため、59年には湖沼水質保全特別措置法が制定された。

⑤近年における水質汚濁の状況をみると、内湾、内海あるいは湖沼といった閉鎖性水域における水質の改善が進んでいないこと、有害化学物質による汚染が顕在化してきていることなどが課題となってきた。このため数次に渡る水質汚濁防止法の改正による地下水汚染対策、生活排水対策及び海域における富栄養化対策等の強化並びに環境基準の健康項目の拡充、ダイオキシン類対策特別措置法の制定等がなされた。また、平成17年には、湖沼水質保全特別措置法が改正され、流出水対策や湖辺の環境保護を図る制度が導入された。



赤潮により大量死したハマチ(昭和50年(1975年))

⑥平成14年、土壌汚染が判明する事例が増加してきたこと、土壌汚染対策の実施例の増加によりそのルーラル化の必要性が認識されてきたことといった土壌汚染をめぐる社会的状況の変化から、土壌汚染対策の法制化の機運が高まってきていた。こうした状況を踏まえ、土壌汚染対策の制度のあり方に関する検討を進め、土壌汚染対策法案が平成14年2月に閣議決定され、5月に「土壌汚染対策法」が成立した。同法は、平成15年2月15日から施行されている。

⑦良好な水環境の保全のためには、水質のみならず、水量、水生生物、水辺地を含めた水環境を総合的に保全していく必要があり、また、水環境と密接に関係する土壌環境、地盤環境を含め、流域ごとに環境保全上健全な水循環の確保を図っていく必要がありとの認識が共有されてきている。この観点から、平成15年の我が国で初めてとなる水生生物の保全に係る水環境基準の制定や水量確保、水とのふれあいを高める各種の取組が関係省庁の連携の下実施されてきている。

水環境をめぐる問題への対策の道のりはこのように長きにわたっている。良好な水環境の保全はいまなお重要な課題であり、これまでに概観してきた各種の取組を引き続き推進していく必要がある。

年	出来事
1891 (明治25年)	国会で足尾問題を討議
1897 (明治31年)	足尾銅山鉱毒調査会設置
1948 (昭和23年)	農業取締法制定
1949 (昭和24年)	鉱山保安法制定 東京都公害防止条例制定
1956 (昭和31年)	水俣保健所・奇病発見 工業用水法制定
1958 (昭和33年)	水質保全法・工場排水規制法制定 下水道法制定
1961 (昭和36年)	水島海域に異臭魚問題発生 建築物用地下水採取の規制に関する法律制定
1965 (昭和40年)	衆参両院に公害対策特別委員会設置 阿賀野川(新潟)第2水俣病の表面化
1967 (昭和42年)	公害対策基本法制定
1970 (昭和45年)	公害対策本部設置 水質環境基準閣議決定 (いわゆる公害国会開催において) 公害対策基本法等の改正、水質汚濁防止法制定、 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律制定
1971 (昭和46年)	環境庁発足 中央公害対策審議会発足
1972 (昭和47年)	瀬戸内海の大規模赤潮発生による漁業被害の発生 水質汚濁防止法の改正(無過失賠償責任の導入)
1973 (昭和48年)	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定
1978 (昭和53年)	瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定 瀬戸内海環境保全特別措置法制定 水質汚濁防止法の改正(水質総量規制の制度化)
1979 (昭和54年)	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における総量削減基本方針の策定
1980 (昭和55年)	有機機洗剤使用自粛要請
1981 (昭和56年)	瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画策定
1984 (昭和59年)	湖沼水質保全特別措置法制定
1985 (昭和60年)	湖沼に係る窒素、磷の規制基準設定 濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱制定

年	出来事
1987 (昭和62年)	第2次総量削減基本方針の策定
1989 (平成元年)	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに係る規制基準設定 水質汚濁防止法の改正(地下水汚染の未然防止等を制度化)
1990 (平成2年)	水質汚濁防止法の改正(生活排水対策の制度化)
1991 (平成3年)	第3次総量削減基本方針の策定 関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱策定 土壌の汚染に係る環境基準の設定
1993 (平成5年)	水質環境基準健康項目の拡充等 環境基本法制定
1994 (平成6年)	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法制定 土壌環境基準項目の拡充
1996 (平成8年)	水質汚濁防止法の改正(地下水汚染浄化対策、事故時の油による汚染対策を制度化) 第4次総量削減基本方針の策定
1997 (平成9年)	地下水の水質汚濁に係る環境基準設定
1998 (平成10年)	水質環境基準健康項目の拡充
1999 (平成11年)	ダイオキシン類対策特別措置法制定 土壌・地下水汚染対策に係る調査・対策指針策定
2000 (平成12年)	瀬戸内海の環境の保全に関する基本計画の変更(藻場・干潟の保全策の追加等)
2001 (平成13年)	環境省発足 第5次総量削減基本方針の策定
2002 (平成14年)	土壌汚染対策法制定 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律制定
2003 (平成15年)	有明海・八代海総合調査評価委員会発足 水質環境基準生活環境項目の拡充 (水生生物保全の観点からの環境基準)
2005 (平成17年)	湖沼水質保全特別措置法の改正(流出水対策、湖辺の環境保護対策の導入、第3次環境基本計画策定(環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組))